

**平成30年度熊本時習館海外チャレンジ推進事業
海外チャレンジ塾運営業務 企画提案仕様書**

1 事業目的

海外進学のための総合的な環境整備に取り組むため、熊本時習館海外チャレンジ推進事業における「海外チャレンジ塾」では、次のことを目的とする。

- ① 海外進学を志望する高校生に対して、海外進学に意欲的に取り組む高等学校の協力を得ながら、学校の垣根を越えて集い、英語力やエッセイ作成等の海外進学に必要な能力向上を図る場や海外進学に関する情報提供等の支援を行うことにより、海外進学を促進すること。
- ② 将来は世界を視野に広く活躍することを目指す、現時点では海外進学を志望しない高校生に対して、未知の事態に遭遇した際に主体的に意思決定できる力や課題解決のための思考力等、グローバル人材に求められる力を身に付けることができる講座等を提供することにより、グローバルマインドの醸成及び海外進学志望者の増加を図ること。

2 事業実施主体

実施主体は、熊本県（以下「県」という。）とする。

3 事業実施期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月15日（金）までとする。

4 提供するコース

(1) 海外進学コース

- ①対象者 高校卒業後に直接海外大学への進学を志望又は検討している高校生
- ②定員 24名程度

(2) グローバル人材育成コース

- ①対象者 世界を視野に広く活躍することを目指す高校生
- ②定員 88名程度

※県内の全日制及び定時制高等学校に在籍する生徒又は県内の通信制高等学校に在籍する県内在住の高校生。ただし、一定の英語力を有する県内の中学校に在籍する生徒も対象とする。

5 実施場所

県が別に選定する「海外進学協力校」（熊本県内に高等学校を設置する学校法人に委託）等。

6 事業内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 英語テスト等による受講希望者及び受講者の評価の実施・受講者への通知

①英語力を測定するテストの実施

- ・ 受講希望者及び受講者の英語力を評価するための英語テスト※を県が指定する日時及び場所で実施すること。
- ・ 海外チャレンジ塾の開講式（5月）及び閉講式前（12月～3月）に加え、追加募集等の必要に応じて合計で5回程度実施すること。
- ・ 海外進学コース受講者については、TOEFL iBT のオンライン模試を年度始めと年度末の2回、全員に受検させること。
※ 受講者の英語力の伸びを客観的に把握でき、かつ、海外大学進学に求められる英語力を測ることが可能な信頼性を有するものとする。

②受講希望者の総合評価

英語テストのほか、受講希望者が提出するエッセイ及び課外活動等に関する情報を踏まえ、海外進学コース及びグローバル人材育成コースの受講者決定のための総合的な評価を実施すること。

③受講者への受講決定通知

上記②の総合評価に基づいて県が決定した受講者に、受講決定を通知すること。

(2) 海外進学に関する説明会の実施

開講式等に参加する生徒及び保護者を対象に、海外進学の概要等に関する説明会を年1回以上実施すること。

(3) 講座の実施

①インターネットを活用した TOEFL のスコアアップのための講座

- ・ 海外進学コース受講者を対象に、海外難関大学（米国アイビーリーグ等）への進学に必要なレベルまで TOEFL のスコアアップを図るため、生徒の英語力に応じた少人数のクラスを設け、英語ネイティブ講師による対話形式の講座を実施し、受講者一人一人に対し細かな指導を行うこと。
- ・ 講座は、1クラスにつき年40回程度（毎週1回、1回あたり2時間程度）の実施を想定しており、受講者が自宅等でインターネットを活用し参加することを前提に、個別に受講者の英語力に応じた講座の難易度を設定すること。なお、自宅等にインターネット回線を有しない受講者については、海外進学協力校の設備を使用して同様の講座を週に1枠（2時間程度）提供すること。

②海外進学協力校での集合講座

(ア) 英語4技能の学習方法の講座

- ・ 受講者全員を対象に、海外進学を始め、将来グローバルに活躍するために必要となる英語4技能（「読む」「聞く」「話す」「書く」）を向上させるために普段から実践すべき学習方法を習得するための講座を年1回以上実施すること。

(イ) TOEFL のスコアアップ及び英文エッセイ作成力向上のための講座

- ・ 主に海外進学コース受講者を対象に、海外進学に必要な TOEFL のス

コアアップ及び英文エッセイの作成力向上を図る講座を年5回以上実施すること。

- ・ 講座の実施にあたっては、受講者同士の協働活動を通じた学びが得られるようにするとともに、英語で「話す」「書く」環境作りを行うこと。

(ウ) 思考能力及び英語4技能の向上のための講座

- ・ 主にグローバル人材育成コース受講者を対象に、グローバルな人材に必要な思考能力と英語力の養成を図るため、課題解決型学習や英語4技能、アクティブラーニングの要素を意識した講座を年5回以上提供すること。
- ・ 講座の内容については、高大接続や熊本の地域性も充分踏まえた上で提供すること。
- ・ 実施にあたっては、受講生間の英語力の開きを想定し、適切に対応すること。
- ・ 高等学校におけるグローバル人材育成の取組みに資するべく、教職員が研修の場として講座の運営に参加できる内容にすること。
- ・ 講座の提供にあたっては、海外進学やグローバル人材の育成に取り組んでいる熊本県内の高等学校と連携しながら実施すること。

※1 上記(イ)及び(ウ)の講座については、受講者の所属するコースにかかわらず、海外進学の志望状況や英語力等に応じて相互に受講ができるよう対応すること。

※2 上記(イ)及び(ウ)の講座は年間を通して同じ日曜日に実施することとし、1日あたり、必要に応じて1時間から1時間半程度の講義を三部構成等で実施すること。

※3 上記(ウ)の講座については、県内留学生との交流や、県内での国際スポーツ大会などの身近でグローバルなテーマでの講演・フィールドワーク等を通して題材を提供し、それに続き議論・発表するような流れで構成すること。

※4 上記(ウ)の講座実施にあたっては、クラスを分けて提供する内容を変えるなど、受講者間の英語力の開きに対応すること。

③ 講座に必要な教材の提供

講座受講者に対して必要な教材を提供すること。

④ 講座の進捗管理

- ・ 海外進学コースについては、出願の日程等を踏まえ、海外進学志望者の学年及び英語力に応じたTOEFLのスコアアップ等が図られるよう、計画的な指導を実施すること。
- ・ グローバル人材育成コースについては、所属する受講者の英語力等の伸びや出席状況を踏まえながら、適切な内容の提供や出欠の管理指導等により、回ごとに受講者のレベルに配慮した講座を提供すること。

(4) 海外進学に関するカウンセリングの実施

①海外進学等に関する相談対応

出願手続きや進路選択、学習に関する助言等、必要な情報提供や相談対応を、電話や電子メール、海外進学協力校での講座開催時等を利用して、受講者全員を対象に適宜行うこと。

②高校2年生に対する海外進学カウンセリング

海外進学コース受講者及び希望するグローバル人材育成コース受講者を対象に、海外進学に対する考えを聴取し、その後の学習計画を指導する個別面談形式のカウンセリングを、海外進学協力校での講座開催時等を利用して年1回以上実施すること。

なお、実施にあたっては、可能な限り保護者に同席を求めること。

③高校3年生に対する出願等に関するサポート

(ア) 海外大学に出願する明確な意思を持つ高校3年生の受講者（10名程度）に対して、具体的な出願先大学の提案や出願手続の説明、出願英文エッセイの添削指導、出願の際に必要な書類作成から渡航するまでの事務手続き等のサポートを、電話や電子メール、海外進学協力校での講座開催時等を利用して適切に行うこと。その際、英語による推薦書の取得等、受講者本人以外が作成する書類についてもサポートを行うこと。

(イ) (ア)の対象者及びその保護者を対象に、海外進学の意味確認や進学に向けたカウンセリング（進学先や進学対策等の相談）を5月から7月にかけて面談形式で1人1回以上実施すること。

(ウ) (ア)の対象者及びその保護者を対象に、渡航の前準備に関するオリエンテーションを年1回以上実施すること。

(エ) (ア)の対象者に対するサポートの実施状況や海外大学合否情報については、随時、県に報告すること。

(5) 開講式・閉講式の実施

海外チャレンジ塾の開講式（5月）及び閉講式（3月）を海外進学協力校において実施すること。

開講式は、平成30年度の海外チャレンジ塾受講希望者（応募者）全員を対象として実施し、受講者決定のための（1）の英語テストを併せて実施すること。

なお、実施内容については、県と協議しながら決定すること。

(6) 教職員向けの研修の実施

①独立形式での研修会

次の内容を含む研修を海外進学協力校において年1回以上実施すること。

(ア) 高等学校等で海外進学やグローバル人材育成に取り組む講師招聘による、実践的な取組みについての講演又は模擬授業。

(イ) 海外進学の制度や出願に必要な願書や推薦書作成に関する説明。

②上記（3）②（ウ）の講座に参加する形での研修

県内高等学校におけるグローバル人材育成等の取組みに資するべく、英語4技能やアクティブラーニング、課題解決型学習の要素を意識した内容での

研修の場を年5回以上設けること。

(7) 受講生を対象としたグローバルマインド育成セミナーの実施

受講生が「主体的に進路選択する」ことを考えるきっかけを提供するため、海外や国内の大学生等を講師とした2日間のセミナーを実施すること。

(8) 講座等の運営

海外進学支援のため実施する(2)の説明会、(3)の講座、(4)のカウンセリング、(5)の開講式・閉講式、(6)の教職員向け研修及び(7)のセミナーにおいて、その運営に関する次の業務を行うこと。

- ①当日の企画運営等
- ②受講者への案内・連絡、受講者の出欠管理指導
- ③実施に係る海外進学協力校との調整、資料の作成、当日の受付・進行
- ④受講者・参加教員へのアンケート実施とその集計
- ⑤その他運営上必要と考えられること

(9) 実施講座等の成果、課題等の分析と対応策の提案

- (ア)海外進学コースを中心とした受講者の英語力に対する分析(海外チャレンジ塾開講時からの英語力の推移及びその要因等の整理)を行い、英語力や海外進学に必要なスキル向上のための対応策を提案すること。
- (イ)受講者全体の英語力等や講座の受講を通じた変化、傾向等を分析し、今後取り組むべき対策等について具体的な提案を行うこと。
- (ウ)その他、海外チャレンジ塾全体を通じた成果や課題等の分析を行い、今後の海外チャレンジ塾の取り組みとして有効と思われる対策等があれば、提案を行うこと。

(10) 県への報告

- (ア)(1)①のTOEFL iBT オンライン模試、(1)②の受講希望者の総合評価、(3)①及び②の講座の出欠状況、(4)②③のカウンセリング等内容、(8)④のアンケート集計等は、結果が判明又は状況を把握した時点で、随時、速やかに報告すること。
- (イ)(9)の内容について、上半期終了時及び契約期間終了時に報告すること。

(11) その他海外進学支援及びグローバル人材育成に資する提案・助言

上記(1)から(10)以外においても、今後の熊本県における海外進学の促進やグローバル人材の育成に資する施策について、提案・助言を行うこと。

(12) 海外チャレンジ塾卒業生のリスト化とその活用についての提案・助言

海外チャレンジ塾における内容充実のため、海外等に進学した元塾生に連絡を行い、講座やセミナーへの参加・助言を得られるよう、その趣旨について説明し、同意を得たうえで卒業生の情報をリスト化して県に提出すること。

また、上記リストの有効な活用について、提案・助言を行うこと。

7 その他の条件

(1) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及び熊本県個人情報保護条例（平成12年条例第66号）を遵守し、業務の遂行に際して知り得た情報等については、委託業務期間中及び委託業務期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。なお、業務開始時に、個人情報を適切に取り扱うための個人情報取扱要領等を作成すること。

(2) 再委託の制限

受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(3) 広報等

各業務実施の様子を撮影した写真の県広報への活用や報道機関への提供について協力すること。

8 予算額

13,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。

9 その他の留意点

- 県が、今後実施を予定している海外大学進学及び留学に関する他の事業とも連携しながら業務を進めること。
- 予算が成立しなかった場合、事業を中止する可能性があること。